

京大広報

No. 26

京都大学広報委員会

月曜会メモ

第43回 (1.19) 司会 高橋幹二会員

前回に引き続き、学部問題を中心として、とくに講座制(部門制)の問題について議論を重ねた。

まず講座制とはなにかという定義について、「単なる予算配分上の単位にすぎぬ。」という実態論が出たが、これに対して「歴史的に見ても、学問体系中の各専門分野の一貫した存続を目的としている。」という指摘があった。「しかし学問体系が変化するに依じて、講座の内容や分類もたえず流動的に変化させていく必要であり、この専門の継承性と流動性をいかにうまく調和させていくかというのが問題である。」という意見もあった。また教育面での講座制についても議論が及んだ。

「一方、教授による権力(管理)機構としての講座制が、極端な場合、天皇制といわれるまでになるのは、人事権(とくに講座内の)が教授に集中しているのが根本原因である。」「しかし、若い研究者も講座制の一方的な被害者という面ばかりでなく、それに依存している面があり、これは大学人の体質のみならず、日本的な終身雇傭制度などからみあった複雑な問題を含んでいる。」

「このように、学問の継承性あるいは学問の自治という美名の下に、講座が閉鎖的なゲマインシャフトを形成し、学問の上でもひとりよがりや甘やかしが許されている、というのが講座制の罪惡として批判されているものであるが、ではその解決法は、それに代わるべきシステムはなになのか、単純に結論は出ない。」「たとえば、講座相互間の批判や、学位審査についての学会による批判をどしどしやるとしても、その批判をする者も、ま

た講座制などの人間関係の中におかれているわれわれにはかならない。」「また人事についても、別のシステムをとったところで厳正な客観的評価というのは、たやすくできるものでない以上、今までと同じような人間関係の中で、実質的に同じように行なわれることになるかもしれない。」「これは、民族の長い生活史によって形成されてきた国民性に根ざすもので、西欧のように、何事を考え行なうにも普遍原則を優先する国と、日本のように人間関係を優先する国とは明らかに差があり、外国ではこうだからといった単純な輸入は出来ないのではないか。」という指摘があり、議論が集中した。

「しかし、講座制の善と悪をはっきり認識した上で、この閉じられたループは、どこかで誰かが切らねばならぬし、その実験の結果を比較研究していく過程の中で、われわれの進むべき方向を見つけねばならない。」という議論がなされた。

今回は、講座制について各側面からの分析がなされたが、なお多くの討議すべき問題点を残しており、次回以降も引き続き掘り下げられる予定である。

(高橋幹二会員、星野 力会員)

第44回 (1.26) 司会 佐々木 光会員

工学部から工学部改革準備会連絡会に関する報告があり、また、大検委の委員から第1部会における国大協の「大学院制度の改善について(第1次中間報告)」に関する検討結果の概要が述べられた。

ついで、「教養課程の改善について」の大検委の答申(京大広報 No. 24 掲載)に関する討議が行なわれた。要点を記すと次のとおりである。

まず、公表後、現在までの各部局における反響は、一部を除けば、いまだ高まりをみせておらず、ほとんどの部局では、まとまった討論はもたれていない、根本的な姿勢として、この種の答申を核として、改革を進めるためには、全学的に各層の意見を十分に反映させる用意が必要である、そのためには、全学的に意見を聴取して、ものごとを決定するための一般的な方法を確立する必要があるなどの意見が出された。具体的な意見として、各部局内における討論と全学的な討論の場がともに必要である、いずれにしても強力なワーキング・グループがその推進にあたらなければならない、また、議論が妥当な結論を導くためには、この場合、個々の項目について、教養部と学部との間で十分な分析・検討がなされる必要がある、したがって、オリエンテーション・センターの内容について、もっと具体的な提案が必要である、などの活発な意見が出された。なお、ワーキング・グループについては、大検委が中心になって、精力的な働きかけをするべきであるという意見と他のメンバーがよいという意見などがあった。

また、答申の内容については、今回の中心議題ではなかったが、その論理性について、あるいは付帯意見と本文との間の関係などについて二、三の疑問点が出された。

なお、今回予定されていた講座制の検討は、次回にこれを行なうこととなった。

(佐々木 光会員、貴島恒夫会員)

教養部の昭和45年度授業計画

教養部では、今回の大学紛争の中から浮かび上ってきた、授業科目、その内容、方法などに関する諸問題の検討を進めているが、このたび、学部教養部教科連絡委員会などを通じて学部の協力を求めたうえ、昭和45年度の授業計画の大綱が決められた。従来の制度と異なる要点は、次のとおりである。

1. Sコースとゼミナールとの統合

教養部では、数年前から、人文・社会科学系列で、2回生を対象とするSコースを実施し、少人数教育の成果を挙げてきた。さらに昨年10月の授業再開以来、語学・自然科学を含む全系列にわたっ

てゼミナールを実施し、かつ受講対象を、1回生にまで拡大した。ただ単位面では、Sコースが1科目に限り、正規単位を与えられるのに対し、ゼミナールは、増加単位(進学に必要な単位としては算入されない単位)の扱いであった。昭和44年度は、暫定的に、このSコース、ゼミナールの両者が併置されてきたが、45年度においては、新たにゼミナールという名のもとに一本に統合することになった。新しいゼミナールでは、人文・社会・自然の各系列につきそれぞれ1科目、外国語については、英語、ドイツ語などの各学科目ごとに1科目を、正規の単位として認めることができるようになった。ゼミナールは1回生から受講することができ、これを通じて、教官・学生の学問的、人間的接触の深まりがいつそう期待される。

2. 外国語系列

外国語の学習は、従来、1・2回生ともクラス単位で授業が行なわれてきたが、昭和45年度から、2回生についてはクラス単位の授業をとりやめて、学生の自主選択を認めることができるようになった。授業内容や方法についても、同一教官が1回生の文法と講読を担当するなど内容に一貫性をもたせる試みとか、また、学生の関心に応じて、たとえば、2回生向けの英語では教材に変化をもたせ(文学書、思想書、時事問題というように)たり、コースを分けたり(reading, writing, hearing, speaking など)といった試みがなされる予定である。

3. 自然科学系列

自然科学系列では、従来から問題とされてきた基礎教育科目のあり方を中心に再検討が行なわれることになった。その結果、(1)今までの「基礎教育科目」という名称は廃止し、自然科学系科目はすべて「一般教育科目」とする、(2)したがって、従来のA(文科系一般教養科目)、B(理科系一般教養科目)、C(理科系基礎教育科目)という科目分類はやめ、履習指導書には、それぞれの科目を選択するに際してのガイダンス的な注記をつけるにとどめる、(3)学部では教養部と協議の上、所属学生の卒業のために取得すべき最低単位数を科目表の中から定める、(4)また科目表の中から、一定限度内で、専門教育科目の単位として読みかえ得るよう、学部は適当な処置を講ずる、

(5)以上の改革は、原則として昭和45年度の新入生から実施されるが、2回生においても、新入生のカリキュラムに準じた形式で授業が行なわれる科目については、適当な読みかえを準備する、(6)ただし、法制上、基礎教育科目の単位が必修とされている医学部進学課程に限り、学部と教養部が協議の上、基礎教育科目を定める、といった改革が行なわれることになった。

以上が、授業に関する改革の大要であるが、大検委の答申など、教養課程そのものが大きな変革

を予想される現在、これらの授業計画は、現規定の範囲内で、さしあたり緊急な是正を行なったものにすぎないともいえる。これは、大検委案をあまりに意識したり拘泥したりして拙速な改革を行なうことが、かえって大検委案などの基本方針をゆがめ、断片的な利用におちいるのをおそれることである。その意味で、上記の新年度授業計画は決して抜本的な改革とはいえないが、少なくとも従来の矛盾を多少とも是正し、学生の自主的な勉学を援助する形をとったところは、一つの前進といえるであろう。